様式第7号（第5条関係）

生活環境及び景観保全に関する計画書

年　月　日

　南伊勢町長　　　　　　　様

事業者　住所

　　　　氏名　 　　　　　　　　印

（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号（　　　　　　　　　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名称 |  | |
| 事業計画 | 所在地 | 南伊勢町 |
| 面積等 | ㎡　　　　　　基 |
| 生活環境に関する計画 | 事業区域に隣接する土地の民家等の有無 | □　有（　　　　　箇所）  □　無 |
| 上欄が有の場合、民家等の位置図 | 別紙による |
| 太陽光発電機器からの距離 | 距離（　　　　　ｍ）  （距離の目安）太陽光発電機器は隣地境界から3ｍ以上、隣接する土地に民家等がある場合はその土地の境界から5ｍ以上離してください。 |
| 風力発電施設からの距離 | 距離（　　　　　ｍ）  （距離の目安）風力発電施設は、民家等から当該風力発電施設の全高の4倍（その値が50ｍに満たない場合 |
|  |  | は50ｍ）以上離してください。 |
| バイオマス発電施設からの距離 | 距離（　　　　　ｍ）  （距離の目安）バイオマス発電施設は、民家等から100ｍ以上離してください。 |
| 年間を通じての発電設備が隣地等に及ぼす影響（例：太陽電池モジュールの反射光、風力発電の稼動音、バイオマスの臭気）の確認及び影響を低減するための対策 | * 周辺環境に影響がある * 周辺環境への影響は極めて小さい * 周辺環境に影響がない * 上記の根拠 * 周辺環境への影響を回避・低減することを目的として検討した対策等の内容 |
| 設備仕様上の災害時における配慮事項 |  |
| 隣地から直接見えないよう植栽等の目隠しを設置する具体的な方法 |  |
| 騒音が発生する機器が、隣接する民家等に影響を及ぼさないための対策 |  |
|  | |
| |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 施工時の重機の使用及び大型車の通行による騒音、砂・埃の飛散等の防止対策 | |  | | | 施工時の作業日及び作業時間の計画 | |  | | | 施設の維持管理における除草剤の使用の有無 | | * 除草剤は使用しない | | | 景観保全に関する計画 | 国道、県道、市道、農道及び鉄道に隣接する場合、道路・鉄道敷地境界から設備までの距離 | |  | | | 事業区域が三重県景観計画（三重県景観づくり条例（平成19年三重県条例第66号）第4条の規定により策定された計画）の景観形成基準にある「主要な視点場」からの視認の可否及び視認できる場合の眺望及び景観の変化 | | * 視認の可否　□　可　□　否 * 視認できる場合の景観への影響 * 景観に影響がある * 景観への影響は極めて小さい * 景観に影響がない * 上記の根拠 * 眺望及び景観への影響を回避・低減することを目的として検討した対策等の内容 | | | 法面に関する緑化計画 | | |  | |  | 太  陽光発電 | 設備の色彩 | | 太陽電池モジュール（　　　　　）  フレーム・架台（　　　　　　　）  パワーコンディショナー（　　　）  配電盤（　　　　　　　　　　　）  フェンス（　　　　　　　　　　）  その他（　　　　　　　　　　　） | | 太陽電池モジュールの反射光対策、模様等 | | * 低反射であるもの * 文字、絵、図が描かれていないもの   ・太陽モジュールの型式（　　　） | | 国道、県道、市道、農道及び鉄道に隣接する場合、直接見えないよう植栽等の目隠しを設置する具体的な方法 | |  | | 設備周辺の緑化計画又は土砂流出防止対策等 | | □　緑化（　　　　　　　　　　）  □　砕石敷（　　　　　　　　　）  □　その他（　　　　　　　　　） |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 太  陽  光  発電  以外 | 設備の色彩 | 設備本体（　　　　　　　　　　）  配電設備（　　　　　　　　　　）  建物（　　　　　　　　　　　　）  フェンス（　　　　　　　　　　）  その他（　　　　　　　　　　　） | | 設備周辺の緑化計画又は土砂流出 | □　緑化（　　　　　　　　　　）  □　砕石敷（　　　　　　　　　）  □　その他（　　　　　　　　　） |   備考　緑化に使用する種子は、伊勢志摩地方に自然に分布する種を使用し、適正な緑化に努めること | | |